保国発 1029 第 1 号 平成 30 年 10 月 29 日

都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長 (公印省略)

平成31年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定 に用いる係数について(通知)(その2)

各都道府県において、平成31年度の国民健康保険特別会計予算を推計し、 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第75条の7に規定する国民健康保 険事業費納付金(以下「納付金」という。)及び同法第82条の3に規定する標 準保険料率の算定を行うに当たり、「平成31年度の国民健康保険事業費納付金 及び標準保険料率の算定に用いる係数について(平成30年10月22日付保国 発1022第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)」を発出したところで ある。今回、国が示すべき係数(共通係数)において、後日提示としていた、 「高齢者医療制度に係る諸係数」について、別添のとおりお示しする。

各都道府県においては、納付金及び標準保険料率の算定に万全を期していた だくようお願いする。

連絡先:厚生労働省保険局国民健康保険課 島添、山谷、菅原

電 話:03 (3595) 2565 (直通)

メール: kokuho@mhlw.go.jp